

第11回「あび北フォーラム」議事録

開催日： 令和3年11月23日(火)13時15分～16時45分

開催場所：あびこ市民プラザ ホール

参加者： 自治会関係者：54名

我孫子市役所：5名

地域会議事務局：14名

総計：73名

●挨拶

- ・事務局長
- ・市役所市民生活部長

●「要援護者」についての事前アンケート結果報告(回答33自治会)

●「高齢者なんでも相談室の機能」と「高齢者に対する福祉サービス」についての講演

講演者：我子市健康福祉部 高齢者支援課

●災害発生時や発生の恐れがある時の要援護者に対する支援策に関する事例発表

シティア自治会

- ・資料をもとに、避難行動要支援者名簿のシティアでの活用事例として「災害時(日常含め)の要支援者への支援や見守り体制」についての報告。
- ・シティアとしての要支援者名簿を作成したが、市作成の要支援者名簿と違いがあるので整合する必要あり。
- ・「お助けネット」：日頃の見回り、声掛け。
- ・災害時の安否確認 SNS「ゆいぼた」に登録。

松園自治会

資料をもとに、松園自治会防災活動の避難行動要支援者避難支援への対応についての報告。

- ・285世帯(高齢化比率65～70%前後)
- ・避難行動要支援者支援策を導入した。

高齢者が多いこと、老人会・ふれあいネットワークに属さない高齢者も多いという背景。

- ・個別面談から開始

(該当者は概ね15名程度)

防災会2名程度で複数回訪問し、個別状況把握と個別プラン作成し承諾をもらい、本人・家族に防災会サポート範囲の説明。

⇒災害時の安否確認、避難サポート、平時の情報提供

- ・状況把握としては、介護・障害の状態、家族環境(独居、日中独居、家族との連絡状況/手段、連絡先)、避難時の必要な器具の確認
- ・情報の共有範囲の了解を取り付けている。(会長、班長)
- ・様々な課題がありリストアップしている。又、避難が必要になった場合の避難先としては、まずは四小、次に福祉避難所の我孫子北近隣センターになるが 急を要する場合に我孫子北近隣センターへの避難は現実的ではない。行政による搬送も検討して欲しいと思っている。

つくし野中央自治会

配付資料をもとに、つくし野中央自治会の防災活動についての報告が行われた。

- ・高層棟 3 棟、中層棟 17 棟で構成された団地型我孫子ビレッジである。
- ・2012 年に第 1 期防災対策活動として「防災ボランティア」を募集したが高齢化が進み、一部の献身的なボランティアに頼る体制の限界を感じ、2021 年からは第 2 期防災活動として、住民全体で相互に支えあうコミュニティづくり「棟防災会」を創設し、平時からの挨拶運動、独居高齢者の見回り、声掛けの重要性を広めている。
- ・要援護者を手上げ方式で募集したところ 130 名の方が手を上げられた。そして、その 130 名の方々に対しての支援ボランティアを募集したところ、約 300 名が名乗りを上げてくれた。
- ・3 年前から住民全体で助け合う風土作りが必要との認識になっており、今年の 10 月から、棟ごとの組織(約 30~50 世帯)を立ち上げている。
- ・平時からの挨拶運動、独居高齢者の見回り、声掛けの重要性を感じている。

つくし野南自治会

配付資料をもとに、災害が発生した際、近所同士が助け合う「共助」のため、自治会内で「災害時要配慮者・おたすけ隊マップ」を作り、配付した活動の報告が行われた。

- ・「災害時要配慮者・おたすけ隊マップ」を作成し、配付している。(氏名はブランク)
- 配慮者(要援護者)として登録された方、及びお助け隊として申し出をされた方への行動規範を設定した。

妻子原自治会

資料をもとに、自治会で 11 月 14 日に実施した防災訓練の実施報告が行われた。

- ・安否確認訓練及び避難訓練の実施模様
 - ・今年の 4 月 20 日に緊急指定避難所として追加指定された電力中央研究所新本館フォレストホールの見学会の実施模様
 - ・訓練参加者全員での防災勉強会実施模様
- 特に、豪雨時に浸水被害の危険性が高い方々の避難場所として浸水被害の危険性が低い方

の家に避難する方法について、高台の方から提案があり、今後の避難に活用していくことにしたとのこと。

●質疑応答

高齢者支援課の講演について

・なんでも相談室の講演資料を自治会全員に配付したいが良いか?(中台自治会)

⇒自治会で印刷して配付することは構わない。必要なら電子ファイルでの提供も可能(事務局)

・高齢者なんでも相談室の講演資料で、認知症がこんなにも多いのかと驚いた。認知症として認定する根拠を教えて欲しい。(グランレジデンス自治会)

⇒認知症は地域によっても様々で、ポイントは介護状態による。(高齢者支援課)

・民生委員の任期、任期延長はどうなっているのか、また民生委員の認定はどのようにしているのか(我孫子三丁目)

⇒任期は3年、何回でも延長は可能。希望者を募っている。

民生委員は、市が委嘱するという形態であるが、その殆どは、退任される民生委員の方から後継者を推薦して頂いてお願いしているという状況。民生委員へのなり手が減ってきている。

自治会からの報告について

・市から提供のある「要援護者リスト」と民生委員が所持する「要援護者」リストの差異が出ている。(シティア自治会)

⇒市では2月、8月の年2回のデータ更新であり、タイムラグがあるのではないかと。我孫子市で190自治会が有るが現在要支援者リストを市から受け取っている。自治会は19自治会しかない。未だ少ない状況。(市民生活部長)

●連絡事項

第11回は要援護者への支援策だったが こんなテーマで次回フォーラムを考えて欲しいという案件があれば事務局に連絡頂きたい。事務局として何が出来るか検討したいと思う。

次回(第12回)は来年2月を予定している。